

# 東川町景観計画

北海道写真の町東川町

# 目 次

はじめに	2
第1章 総 則	
1 東川町の地域特性とおいたち	3
2 東川町の景観的特性	3
3 関連計画	4
4 景観保全・形成の課題	4
5 景観計画の区域	5
6 景観計画のねらい	5
7 東川町・町民・事業者の責務	5
第2章 基本理念・目標と方針	
1 基本理念	5
2 全域における基本方針	7
3 地域別基本方針	7
4 基本目標	1 1
5 景観重要建造物の指定の方針	1 1
6 景観重要樹木の指定の方針	1 2
7 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項	1 2
8 準景観地区指定の方針	1 2
9 景観形成重点地区の指定の方針	1 2
10 東川遺産の指定の方針	1 3
第3章 行為の制限	
1 良好な景観形成のための行為の制限等に関する事項	1 3
2 景観計画区域における行為の制限に関する具体的事項	1 4
第4章 その他景観形成上の重要事項	
1 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	1 7
2 景観農業振興地域整備計画に関する事項	1 7
3 景観協議会の設立	1 8
4 景観整備機構の指定	1 8
5 景観協定の活用	1 8
第5章 計画の実現	1 8

## はじめに

東川町は 1985 年に写真の町を宣言し、被写体となる美しいまちづくりを進めてきました。また、東川固有の景観や風土を守り育てることを目指し、平成 14 年には環境保全・景観形成・開発規制をセットにした「美しい東川の風景を守り育てる条例」制定と同時に同名の基本計画を策定し町民・事業者・行政が協力して美しいまちづくりを進めてきています。

町では東川風住宅設計指針をつくり、景観や環境に配慮した個人住宅の建築に対する補助制度を創設し、町内に 6 名の美しい風景づくり指導員の配置による地域パトロールの実施、美しい風景づくり賞の創設による住民機運の醸成などに努めてきており、開拓 100 年記念の森や開発畑の森林復元（植林）事業を進めてきました。住民間では、商工会青年部による市街地商店街の手づくりの木彫看板設置事業、農家地区の芝桜植栽、市街地振興会、老人クラブ、花倶楽部をはじめとする花植栽事業が進められてきました。

美しい東川の風景を守り育てる条例制定から 3 年が経過し、さらに積極的な景観関連の取組み進めようという時期に景観法が全面施行されたことから、法制度を活用し未来の東川町が美しく輝く町になることを目指し景観計画策定に着手しましたが、景観や環境はひと時の取組みで完成されるようなものではありません。住民・事業者・行政が一体となり不変不断の努力によって少しずつ目指す方向に向かい形になってくるものであり、日常のくらしや生き方そのものが文化的景観といえるように運動を継続していく必要があります。

この計画は景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定により景観計画として定めるべき景観計画区域、良好な景観づくりの方針、届出を要する建築行為とその行為に関する制限や景観施策の基本的事項を定めたものであり、将来にわたり町民・事業者・行政の協力と創意工夫により東川町らしい環境や景観づくりを進めるための基本となる計画です。

平成 18 年 11 月

## 第1章 総則

### 1 東川町の地域特性とおいたち

東川町は北海道のほぼ中央に位置し、総面積 247.06 km<sup>2</sup>、町土の 68%が森林ですが、南に忠別川、北には倉沼川が流れ、この二つの川により形成された扇状地が南西部に広がっています。東部は山岳地帯で、日本最大の山岳公園である「大雪山国立公園」に含まれるとともに、北海道最高峰「旭岳」を擁し、豊富な森林資源と優れた自然景観は観光資源としても高い評価を得ています。また、西部は平坦地形で土質も恵まれていることから、居住区域及び耕地として利用されています。

気候は、内陸盆地に位置するため、夏は暑く冬は氷点下 20 度以下になることもあり、寒暖の差が激しいのが特徴です。風は全般的にあまり強くなく、南南西の風が多いのが特性です。年間平均気温は、5.8 度で最高気温は 34.8 度、最低気温は -27.3 度と約 60 度の寒暖差があります。年間降水量は、平均値 1,000mm 程度で比較的湿度が低く、また、平年の初雪は 10 月中旬以降で、冬季間の降雪量は 2.3m 程度、積雪深の平年値は約 80cm 程度であり、四季を通じて生活しやすい気候となっています。このように四季の変化に富んだ自然環境や景観をまちづくりの重要な資源として捉え、自然環境を大切に守ると共にその環境を生かしたまちづくりが求められています。

東川町の開拓は明治 27 年旭川村字忠別原野の植民地区画選定のための測量隊が入り、翌 28 年植民地の貸付開始とともに、富山県や香川県から 80 戸が団体入植し、開拓の鍬が下ろされたのが始まりです。明治 29 年には水稻の試作に取り組み、以来水田約 3,100ha を誇る北海道一の良質米産地として発展してきました。

また、近郊の豊富な森林資源を背景に、古くから木材木製品工業が発展し、製材や木製家具製造業者が多く 40 社以上が立地しています。さらに、大雪山国立公園旭岳温泉・天人峡温泉の両温泉地には 14 軒の温泉旅館やホテルなどが立地し、旭岳ロープウェイを利用すると風光明媚な大自然や高山植物の美しい群落を手軽に探勝することができます。

### 2 東川町の景観的特性

東川町は、大雪山国立公園の麓に位置し、清らかな忠別川・倉沼川の恵みを受けた美しい田園景観が広がる風光明媚な町です。北海道最高峰「旭岳」をはじめ、大雪山から続く森林が育んだ良質な地下水や土壌、気候など豊かな自然環境や条件に恵まれた美しい町です。

特に大雪山系とそれに続く山々は、町のあらゆる場所から眺望でき、四季折々の変化を伴いながら優れた自然景観を与えてくれます。平坦地は穀倉地帯となっており、大雪山を背景に四季ごとに彩を変える水田は豊かな田園風景を楽しませてくれます。

### 3 関連計画

この計画は、東川町の環境保全・景観形成の核となる「美しい東川の風景を守り育てる基本計画」を基本に置き、町の総合計画である「東川町新まちづくり計画」、町独自の「東川町都市計画」、「東川町農業振興地域整備計画」との関連性と整合性を考慮した内容にしていくこととします。

### 4 景観保全・形成の課題

これまで環境や景観に対する関心が薄く、建物の外観や素材の不統一、農家住宅や工場周りなど生産活動の場所も効率性を重視する余り乱雑となり、市街地商店街の店舗問題や公共空間においても緑が少なく、住宅街では屋根・壁材の色彩の不統一など景観に関する配慮が不足するなど課題を残してきました。

東川町は、全国あるいは世界的に見ても豊かで雄大な自然を持つ大雪山国立公園の町であり、この風景や環境は町民の日々の生活に深く根付いています。町民は四季を通じて旭岳をはじめとする大雪山系の風景を眺めながら生活していますが、身近な存在であるために景観の素晴らしさやその保全について関心が薄くなりがちです。町域の約40%が大雪山国立公園エリアに入っている東川町の住民としてその自然環境や風景に親しみを深め再認識し、その保全に努める必要があります。

東川町は豊かで良質の地下水に恵まれているため上水道がなく、森林の水源かん養が特に重要です。森林の伐採や開発行為などは水源かん養、動植物など多様な生態系への配慮や自然の改変を最小限に抑えるなど自然と住民生活が共存共栄する持続可能な成長と開発に努める必要があります。

市街地の緑は十分とは言えず、町民が自然に親しみ緑あふれる町で暮らすためには、道路や緑地公園など十分な公共空間の確保と緑化や住民による庭園づくりを盛んにすることなどが重要です。商店街の木彫看板は個性的で魅力的ですが既存看板の撤去が進まず、魅力的な町並みにはなっていない状況です。近年建てられた住宅は、他の町で建てられるものと同じであり建物や庭の造り方にも秩序や調和がないのが現状であり、今まで開発された住宅用造成地は緑の空間確保が十分ではありません。大雪山系の美しい自然景観と調和し、写真映りの良い町並みを形成していくためには大雪山の眺望や田園的なゆとりなどに配慮し、秩序のある住宅地づくりが必要です。

大雪の山々を背景に広大な田畑で農作業が繰り広げられる田園風景は東川を代表する風景ですが、農業を取り巻く環境が厳しい中、休耕地の増加、作物の適正な肥培管理、農機や資材の適正管理など農業経営の改善とともに農村地域の景観形成に配慮することが必要です。

将来にわたり美しい景観づくりを進めるためには、次代を担う子どもたちが地域に愛着を持ち、美しい風景づくりの自覚と責任を育てていくことが大切です。そのためには、大人が良いお手本となり、子どもたちと一緒に活動したり、子どもの遊

びなど、家庭、学校や社会教育の場で環境や景観関連の教育を実践していく必要があります。

## 5 景観計画の区域

(法第8条第2項第1号関係)

この計画の区域は、東川町全域とします。

(資料：東川町景観計画区域図(管内図))

## 6 景観計画のねらい

東川町が大雪山国立公園を擁するなど地域特性をふまえ、環境に配慮し景観の良いまちづくりを町民・事業者・行政の協働により実現し、次の世代へと引き継ぎ、「写真の町」にふさわしい写真うつりの良い町を将来にわたり保全・形成していくことを目的に、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条の規定に基づく景観計画を本書のとおり定めます。

## 7 東川町・町民・事業者の責務

東川町は、良好な景観保全及び形成のために必要な誘導施策を行うと共に自主的な地域づくり、景観づくりを行う個人・団体への支援措置を講じ、自らこの計画に沿った整備を積極的に行うものとし、この計画実現のため国や北海道への協力を依頼し、近隣市町村との連携を図りながら総合的な景観保全及び形成を図るものとし、

東川町民は、自らが良好な景観保全・形成の主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすと共に町や他者が取り組む良好な景観づくりに積極的に協力するものとし、

事業者は、良好な景観の保全・形成の妨げとなる行為を慎み、この計画に定める事項を遵守すると共に良好な景観づくりに積極的に取り組むものとし、

## 第2章 基本理念・目標と方針

(景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号関係))

### 1 基本理念

東川町の景観保全及び形成は、東川町民の日常の暮らし方、生き方に大きく依存しています。美しい景観づくりのためには、景観を構成するそれぞれの関係性に着目し、東川町の風景のあり方について共通の理念を持つことが必要です。ここで今までのま

ちづくりの基本概念やキャッチフレーズなどについて整理し、この計画の基本理念を導きます。

## 1) 景観の観点から見る諸計画の記述

### ① 写真の町宣言文

「～四季折々に別世界を創造し植物や動物たちが息づく雄大な自然環境と風光明媚な景観を未来永劫に保ち、先人から受け継ぎ共に培った美しい風土と豊かな心をさらに育み、この恵まれた大地に、世界の人々に開かれた町、心のこもった“写真映りのよい”町の創造をめざします。～」

### ② まちづくり計画の基本理念

「人と自然がおりなす輝きの大地ひがしかわ」(H4～H19)

美しい風景づくり←リーディングプロジェクト

「自然環境の保全と住民生活と環境保全が調和した東川らしい魅力ある風景づくり」

### ③ 美しい東川の風景を守り育てる基本計画の基本理念

「次世代に継承する美しい東川の風景づくり」

## 2) まちづくりの概念 → 「大雪山国立公園の町」

大雪山の恵みによって東川町民のくらしが成り立っており、町全域を国立公園並みに美しいまちづくりを目指す。

① 東川町域の4割が大雪山国立公園区域（公園区域 10,255ha 町域 24,706ha）

② 実り豊かな農業は大雪山国立公園に源を発する水や長年かかって忠別の流れによってもたらされた土壌に起因する。

③ 生活用水はすべて大雪山とそれに続く山々により育まれた地下水を利用している。

④ 大雪山系で産出される原木により木材木製品産業が盛んになった。

⑤ 大雪山系の山並みが町民の原風景として心に強く刻み込まれている。

## 3) まちづくりのキャッチフレーズ→ 写真の町

被写体として優れた大雪山国立公園の麓にあり、写真映りの良い人づくり、まちづくりを目指す。

## 4) まちづくり計画（東川町新まちづくり計画第1期平成4年度から第3期平成19年度の計15年間）の基本理念 → 人と自然がおりなす輝きの大地ひがしかわ

「美しい自然や田園風景があり、農業がいきいきとして町を支え、医療や福祉が充実した文化の香り高い町」を目指す。

## 5) まちづくりの原則

東川のまちづくりの原則は、美しい東川の風景を守り育てる条例前文にも掲載されていますが次のとおりです。

- ① 太古から続く大雪山の貴重な自然が残されたまち
- ② 豊かな森林を背景とし活力ある農業が営まれるまち
- ③ 田園風景と調和する個性的な市街地が形成されるまち
- ④ 質の高い自然環境と生活環境が保たれるまち
- ⑤ 子どもからお年寄りまでが風景づくりに参加しているまち

## 6) 景観計画の基本理念

基本理念は、まちづくり計画の基本理念との整合性がとれていること、景観は自然と人々の営みが創り出す複合的なものであることなどを考慮し、人と自然の関係性を表したものが望ましいことから、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

＝基本理念＝

「人と自然がおりなす輝きの大地ひがしかわ」

## 2 全域における基本方針

子どもからお年寄りまで全ての町民や事業者が良好なコミュニティのもとで一丸となって美しい東川の景観づくりに取り組むため、町全域における基本方針を次のとおり定めます。

- 1) 生態系に配慮し、大雪山の山並みを背景に美しい田畑が広がる東川町固有の景観の保全及び形成を図る。
- 2) 平地や里山地区の農地・山林・河川など総合的な景観や環境の保全を図る。
- 3) 歴史や文化を尊重し個性と風情のある景観をつくる。
- 4) 写真の町・大雪山の伏流水の町に相応しい環境と景観に配慮したまちづくりを図る。
- 5) 開発行為や建築物の景観・環境への配慮など規制や誘導を行う。
- 6) 建築物の建築に際しては、東川風住宅設計指針を尊重する。
- 7) 環境や景観教育に力を入れ、町民参加のもとに生活風景や生物の多様性・固有性を大切にしたい暖かみのある景観をつくる。

## 3 地域別基本方針

地域ごとに異なる特性を踏まえた基本方針を次のとおり定めます。

### 1) 市街地域－商店街地域



(自然を背景とした大雪山麓のまちなみ)

- ①花木の植栽など緑化を推進し、安全快適で景観に配慮した歩行者空間づくりを図る。
- ②広場などオープンスペースの設置と楽しく美しいデザインによる空間づくりを図る。
- ③木彫看板などデザインに工夫を懲らした広告サイン設置と既存サインの撤収を図る。
- ④住民や来訪者が親しみやすい美しいデザインの建築計画(デザインや色彩)を推進する。
- ⑤来訪者に分かりやすい案内誘導サインの設置を進める。
- ⑥照明・イルミネーションなど夜間も美しい景観づくりに配慮する。
- ⑦空き店舗対策を進め、賑わいのある商業地空間をつくる。

## 2) 市街地域—住宅地区

(大雪の山並みと調和するゆとりとうるおいのある住宅地環境の形成)

- ①緑地や公園など緑いっぱいの空間づくりを推進する。
- ②居住者の安全や福祉、防犯、防災などに配慮した住宅地づくりを図る。
- ③降雪期に配慮した空間の確保を図る。
- ④緑地や公園、並木道など公共空間の地域住民との協働管理を推進する。
- ⑤道路に面する宅地部分の半公共空間への植栽推進による景観対策を図る。
- ⑥景観に配慮した建築計画(デザインや色彩)の採用など規制や誘導を図る。
- ⑦付属建物や構築物など周囲の調和についての規制や誘導を行う。

## 3) 市街地域—工場地区

(東川の入口部にふさわしい景観と住宅地との共存に配慮した環境づくり)

- ①十分な緑地スペースの確保と適正な管理を進め、周辺の環境や景観との調和を図る。
- ②道路に面する用地の植栽緑化を進め、大雪山の町に相応しい敷地利用と建築計画を図る。
- ③点在する工場跡地の適正な管理と利活用を図る。
- ④付属建物や構築物など周囲の調和についての規制や誘導を行う。
- ⑤夜間の照明など防犯環境の整備を推進する。

## 4) 市街地域—公共施設地区

(大雪山の町、写真の町の中心部に相応しい文化の香りが漂う公共空間づくり)

- ①利用者にとって安全快適で美しい空間づくりを進める。

- ②郷土館など地域の自然・歴史・文化的景観を活かした施設整備を図る。
- ③来訪者に分かりやすい案内誘導サインの設置を進める。
- ④周囲の環境や景観に配慮し緑豊かで写真の町に相応しい整備を推進する。
- ⑤旧東川駅跡地区にある古い倉庫群の保全と利活用を図る。

## 5) 農村地区—中央地区

(生活者と農業と他産業の共存調和の環境づくり)

- ①芝桜が美しい平地農用地や山沿い里山地域の環境・景観保全を図る。
- ②農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。
- ③点在する工場、専門学校、福祉関連施設など事業場や工場跡地は建築計画や緑化など周辺環境や景観に配慮する。
- ④農家の屋敷林などは極力保全し、景観や環境保全に配慮する。
- ⑤北海道神宮神饌田や貸農園、イチゴ狩農園など交流の場となる地域の景観を保全する。

## 6) 農村地区—第1地区

(大雪山の眺望を活かしたゆとりある環境と福祉のまちづくり)

- ①平地農用地や里山地域の環境・景観保全を図る。
- ②農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。
- ③小市街集落地はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。
- ④東川養護学校など福祉関連施設のある地域特性に配慮した地域づくりを推進する。
- ⑤地域に残る山林は極力保全し、水源涵養や景観及び環境保全に配慮する。

## 7) 農村地区—第2地区

(岐登牛山の眺望を活かしたゆとりある環境づくり)

- ①平地農用地や岐登牛山など池や川のある里山地域の環境・景観保全を図る。
- ②農家住宅や納屋・機械庫などは遠景・近景の山並みや周辺農地景観に配慮する。
- ③小市街集落地はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。
- ④地域のシンボルとなる岐登牛山の景観に配慮した地域づくりを推進する。
- ⑤大雪山に連なる山林は極力保全し、水源涵養や景観及び環境保全に配慮する。
- ⑥町内唯一の棚田、土蔵、地神宮や小神宮、碑などのある景観を保全する。

## 8) 農村地区—上岐登牛地区

(農業と森林と芸術が調和する創作工芸の里)

- ①狭い沢地帯の農地やため池、湧水など生態系豊かな里山地域の環境・景観保全を図る。
- ②大雪山に連なる山林は極力保全し、水源涵養や景観及び環境保全に配慮する。
- ③農家住宅や納屋・機械庫、創作工房などは付近の山並みや周辺農地景観に配慮する。
- ④創作工芸活動を行う人たちが暮らすこの地域の環境や景観特性を極力保全し、美しい山間集落地帯づくりを推進する。
- ⑤「百年記念の森公園」などの景観環境に配慮した地域づくりを推進する。
- ⑥開畑跡地や樹林伐採跡地などは極力広葉樹林への復元を目指す。
- ⑦地域のシンボル「旧第5小学校」の保存と適正な管理を図る。

## 9) 農村地区—第3地区

(自然と農業が共存しゆとりある田園住宅地区)

- ①平地農用地や遊水池、湧水やため池など里山地域の環境・景観保全を図る。
- ②丘陵地帯の畑地景観や環境を守る。
- ③大雪山に連なる山林は極力保全し、水源涵養や景観及び環境保全に配慮する。
- ④農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。
- ⑤小集落地や優良田園住宅地区はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。
- ⑥地域のシンボル「遊水公園」などの景観環境に配慮した地域づくりを推進する。
- ⑦平地に残る樹林地や地元の軟石で造られた石倉、小神宮のある景観を保全する。

## 10) 大雪山地域等—忠別ダム地区

(大雪のふもとの自然と景観と交流の湖水面)

- ①大雪山国立公園に続く自然豊かな保安林と美しい水辺に配慮した景観保全・形成を図る。
- ②大雪旭岳源水など優れた自然資源を活かした景観形成を図る。
- ③水辺や樹林地の生物の多様性に配慮し、在来種の保存や優れた環境や景観を保全する。
- ④ダム湖面の静寂性を保ち適正な活用に配慮する。
- ⑤建物、構築物は大雪の山並みを背景に清冽な水をたたえるダム湖景観に配慮する。
- ⑥保安林の適正な管理に努め、良好な森林景観を保全する。

## 11) 大雪山地域等—旭岳温泉地区

(日本一本格的で、美しく、親しまれるノルディックの森)

- ①日本最大の山岳国立公園であり特別天然記念物に指定されている地域に相応しい景観保全・形成を図る。
- ②高山植物群落や湖沼、小湿原など豊かな自然が造り出す美しい風景や環境を保全する。
- ③登山道、探勝路やクロカンコースは生物の多様性に配慮し、優れた環境や景観を保全する。
- ④自然ガイドや解説者による活動を促進し環境や景観に関する意識向上を図る。
- ⑤建物、構築物、案内サインなどは周囲の美しい山岳森林自然景観に最大限配慮する。
- ⑥宿舎、園路、野営場など国立公園事業は管理計画に基づき適正に行う。
- ⑦保安林の適正な管理に努め、良好な森林景観を保全する。

## 12) 大雪山地域等一天人峡温泉地区

(神秘性を秘めた天人峡の美しい原風景の保存と共存)

- ①天然記念物指定の名瀑「羽衣の滝」、「敷島の滝」や「七福岩」「涙岩」など柱状節理の峡谷に相応しい景観保全・形成を図る。
- ②忠別川や樹林地に生息する生物の多様性に配慮し、優れた環境や景観を保全する。
- ③自然ガイドや解説者による活動を促進し環境や景観に関する意識向上を図る。
- ④建物、構築物、案内サインなどは美しい峡谷の自然景観に最大限配慮する。
- ⑤宿舎、園路、駐車場など国立公園事業は管理計画に基づき適正に行う。
- ⑥保安林の適正な管理に努め、良好な森林景観を保全する。

## 4 基本目標

東川町・町民・事業者が基本理念及び基本方針を満たすまちづくりを行うための基本的な目標を次のとおり定めます。

- 1) 木を大切に。－樹木を植え、剪定伐採は計画的に
- 2) 無彩色及び素材色を尊重する。－建物・構築物は原色を使わない
- 3) 建物・構築物は樹木よりも低くする。－スカイラインの保全と空間の確保
- 4) 広がりのある空間をつくる。－門扉は生垣以外で設けない。
- 5) デザインを調和させる。－住宅街では既製の車庫等を極力使わない。
- 6) 緑を増やす。－建築などの際は以前より緑を増やす。

## 5 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)

広く親しまれている建造物で、景観を構成する要素それぞれの関係性において特に

重要と認められ、次の項目に該当するものの内、所有者の同意を得たものを景観重要建造物として指定し、その建造物の景観的特性を保存、伸張させるため必要な措置を講じていくものとしします。

- 1) 優れたデザインを有し地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- 2) 中心市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所にあつて景観的重要性の高いもの
- 3) 地域の自然、歴史、文化、生活、産業などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴するもの

※建築物及び工作物でこれと一体となつて良好な景観を形成している他の建造物や敷地を含みます。

## 6 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて樹形樹高などのようすが景観上の特徴を有しており、景観を構成するそれぞれの関係性において特に重要で、道路などから容易に見ることができ、地域のシンボリックな樹木となつており景観保全形成上必要性が高いと考えられる樹木で、所有者の同意を得たものを景観重要樹木として指定し、その樹木の景観的特性を保存、伸張させるため必要な措置を講じていくものとしします。

## 7 景観重要公共施設の指定等に関する事項（法第8条第2項第5号口関係）

東川町の地域特性に関連が深く、町民や訪れる人々にとって景観上特に重要な役割を担っている公共施設を景観重要公共施設として定め、その公共施設の景観的特性を保存、伸張させるため関係機関と連携を図り、必要な整備を推進するものとしします。

## 8 準景観地区指定の方針（法第74条関係）

既に複数の建築物が存在し良好な景観を形成していて、今後も継続して保全形成に努める必要がある区域を準景観地区として指定していくこととしします。

## 9 景観形成重点地区指定の方針

東川町の良好な景観の保全及び形成上特に必要があると認める次の項目に該当する地区を景観形成重点地区として指定していきます。指定された地区は、それぞれ地区毎に景観保全形成上必要な事項について定め、地域住民、旅行者、事業者、行政全てがその事項を遵守するものとしします。

- 1) 大雪山国立公園に続く自然豊かな地域で特に景観保全が必要な地域
- 2) 地域住民が自らその地域を特に景観上良好に保つことを目指す地域
- 3) にぎわいや活力があり魅力ある市街地の形成を目指す地域
- 4) 1) から 3) に掲げる地域のほか特に良好な景観の保全、形成を目指す地域

## 10 東川遺産の指定の方針

東川町の良好な景観の保全及び形成上特に必要があると認める次の項目に該当するものを東川遺産として指定し、それぞれ良好な状態を継承できるよう地域住民、旅行者、事業者、行政が努力することとします。

- 1) 東川固有の景観を構成するもので次代に継承すべきもの
- 2) 地域住民の活動と一体となった景観を構成するもので次代に継承すべきもの
- 3) 国内外において特に貴重なもので東川の景観上重要なもの
- 4) 1) から 3) に掲げるもののほか特に景観上重要なもの

## 第3章 行為の制限

### 1 良好な景観形成のための行為の制限等に関する事項

#### 1) 良好な景観の形成に関する方針の遵守

景観計画区域において、建築物の建築及び工作物等の設置並びに開発行為を行う場合は、第2章に定める「基本理念・目標と方針」を遵守するものとします。

#### 2) 建築物及び工作物の建設等に係る届出

景観計画区域において、本章2に定める届出対象行為の基準に該当する規模の建築物及び工作物を建設または外観の変更等をしようとする場合は、法の規定に基づき別に定める様式により届出を行うものとします（法第16条関係）。

また、景観形成重点地区において届出対象行為を行う場合は、立地場所の景観特性との整合性を図るため、計画概要や設計方針等基本的事項について、着工の60日前までに事前協議を行うものとします（美しい東川の風景を守り育てる条例第52条関係）。

#### 3) 建築物の建設及び工作物等に係る行為の基準

（法第8条第3項第2号、法第16条第7項第11号、法第17条第1項関係）

景観計画区域内における建築物の建築及び工作物の建設等に係る行為の景観形成に係る諸基準は本章2の1)及び2)のとおり定めます。

4) 条例で定める届出対象行為と景観形成に係る基準（法第16条第1項第4号関係）  
 条例で定める届出対象行為及びその景観形成に係る基準は、本章2の3)のとおり定めます。

5) 特定届出対象行為（法第17条第1項関係）  
 変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、本章2の1)及び2)の内  
 新築・新設行為でそれぞれ形態・意匠・色彩の制限に関する事項とします。

## 2 景観計画区域における行為の制限に関する具体的事項

景観計画区域における行為の制限に関する具体的事項は次のとおりとします。  
 （景観計画区域における行為の制限（法第8条第2項第3号関係））

### 1) 建築物の建築等

区分	制限内容及び措置の基準
届出対象行為	1)高さ3m、または延床面積50㎡を超える新築行為。 2)高さ3m、または延床面積50㎡を超える増築行為（増築部分を対象とする）。 3)高さ3m、または延床面積50㎡を超える改築行為（改築部分を対象とする）。 4)高さ3m、または延床面積50㎡を超える建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え。 5)高さ3m、または延床面積50㎡を超える建築物の屋根若しくは外壁の色彩の変更。 ※ 上記行為の内1)については特定届出対象行為（法第17条第1項）とする。
届出除外行為	1)上記の届出対象に満たない行為。 2)東川町が行う行為。
景観形成基準	1) 高さ ・工場地区で西町9丁目、北町7丁目以西は高さ16m以下、その他の工場地区は13m以下。 ・公共施設地区は高さ16m以下。商店街地区、農村地区は高さ13m以下。 ・大雪山国立公園区域にあってはその管理計画に定められた高さ。 ・それ以外の区域は高さ10m以下とする（アンテナ・煙突などの突出物を含まない。）。 2) 配置 ・地域の周辺環境とまち並みの連続性に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。 ・道路からの後退距離は住宅地2m以上（付属建物1m以上）。工場地域は4m以上、但し道道旭川旭岳温泉線に接する場合は20m以上。
	1) 建築面積200㎡以下の建物は原則勾配屋根（勾配5/10～10/10）とし、極力前面道路に対し妻側または小屋根が正面を向くよう配する。 2) 周囲と調和する形態・素材・色彩（こげ茶・濃紺・濃緑）を用い、原色等は用いない。
	1) まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとする。 2) 色彩は素材の地色を尊重し、原色を用いない。着色の場合はベージュ・グレー・クリーム・茶が原則。 3) 色数は、出来る限り少なくするとともに、際立つ色彩は用いない。 4) 壁材は自然を感じさせる素材が望ましく、模倣建材は極力用いない。

その他	<p>1) 商店街地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① パイプシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、賑わいを創出する工夫を行う。</li> <li>② ライトアップ等の夜間景観を創出する工夫を行う。</li> <li>③ 商店街等のまち並みの連続性や調和に配慮し、空間の演出、店先の緑化を行う。</li> <li>④ 広告、サイン等は木彫(調)看板を原則とし、まち並みと調和する配置・形態・デザインを用い、既存看板の撤収を推進する。</li> <li>⑤ 自動販売機は、横向き配置や遮蔽、色調などまち並みと調和するよう配慮する。</li> </ul> <p>2) 住宅地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 付属建築物は住宅と調和する色彩・デザインとしシャッターは極力用いない。</li> <li>② 空調室外機、オイルタンク、電源設備等の屋外施設は、建築物壁面との調和、建築物本体との統一感を持たせるため、配置や目隠しの工夫等を行う。</li> <li>③ 前面道路と建築物の間など敷地内に樹木や草花を植栽し、緑地(緑地率 20%以上)を確保する。</li> </ul> <p>3) 工場地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地外周部に樹木(高木)を植栽する等連続性のある緑地を配する。</li> <li>② 周辺環境やまちなみと調和する建築物の色彩・デザインを用いる。</li> <li>③ 敷地面積に対する緑地は 25%以上確保する。</li> </ul> <p>4) 公共施設地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① デザインをできるだけ統一し、全体的に調和の取れたまちなみとなるよう配慮する。</li> <li>② 敷地内に樹木(高木)を植栽し緑地空間を多く配する。</li> </ul> <p>5) 農村地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土壁や茅葺建築物、屋敷林や樹木など地域に馴染んだものを極力保存する。</li> <li>② 農業資材や農業機械の屋外での長期の堆積、放置を慎む。</li> </ul> <p>6) 忠別ダム地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の自然と調和のとれた建築物の色彩・デザインを用いる。</li> </ul>
-----	--

【用語】

1. 建築物の新築、増築、改築、大規模修繕、大規模な模様替えについては、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)第 2 条の規定による。

2) 工作物の建設等

区分	制限内容及び措置の基準
届出対象行為	<p>1) 門・塀・垣・柵その他これらに類するもので、高さ 1.2m かつ長さ 10m を超えるもの。</p> <p>2) 擁壁その他これに類するもので、高さ 3m を超えるもの。</p> <p>3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 13m を超えるもの。</p> <p>4) 広告塔、物見塔その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの。</p> <p>5) 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの。</p> <p>6) 煙突、排気塔その他これらに類するもので、高さが 13m を超えるもの。</p> <p>7) 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもので高さが 10m または築造面積が 200 m<sup>2</sup> を超えるもの。</p> <p>8) 橋梁、索道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20m を超えるもの。</p> <p>※上記行為のうち、新設行為については特定届出対象行為(法第 17 条第 1 項)とする。</p>
外行為 届出除	<p>1) 上記の届出対象行為に満たない行為。</p> <p>2) 東川町が行う行為。</p>



景観形成基準	外観等	1)建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とデザインの調和を図る。 2)門・塀・垣・柵その他これらに類するものは、高さ1.2m以下とする。 3)擁壁は、威圧感・恐怖感を排除するため、緑化や素材・形態の工夫を行う。 4)鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、煙突、排気塔は、原則その高さは13m以下とする。 5)案内サインはわかり易く、統一したデザインを用いる。 6)駐車場、貯蔵施設等は、外周部に樹木を植栽するなど、修景を行う。
	色彩	1)道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いない。 2)素材の地色を尊重し、原色を用いない。柱、鉄柱、木柱に着色の場合はこげ茶色を基本とする。

(資料：建物・樹木高さ図、建築物高さ区分図、屋根及び壁の推奨色見本)

### 3) 条例で定める届出対象行為 (法第16条第1項第4号関係)

(美しい東川の風景を守り育てる条例第59条第2項)

#### ① (屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積)

区分	制限内容及び措置の基準
届出対象行為	屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積で高さ3m以上、面積200㎡以上で期間が30日以上のもの。
届出除外行為	1)上記の届出対象行為に満たない行為。 2)東川町が行う行為。
景観形成基準	屋外の物の集積、堆積、貯蔵は原則高さ4m以下、面積1,000㎡以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。

#### ② (土地の形質の変更)

区分	制限内容及び措置の基準
届出対象行為	土地の形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く)でその面積が1,000㎡以上のもの。
届出除外行為	1)上記の届出対象行為に満たない行為。 2)東川町が行う行為。
景観形成基準	面積が1,000㎡以上の土地の形質の変更で、法面・擁壁が生じる場合は、その規模が最小限となるよう工夫し、法面緑化など周辺景観に配慮する。

#### ③ (木竹の伐採)

区分	制限内容及び措置の基準
届出対象行為	公有林及び地域森林計画対象民有林以外の50㎡以上の面積の樹林地及び並木の皆伐。
届出除外行為	1)上記の届出対象行為に満たない行為。 2)東川町が行う行為。
景観形成基準	地域森林計画対象民有林以外の既存樹林地及び並木で50㎡以上のものを保存する。

### 4) 運用について

2の1)、2)及び3)に記載の届出対象行為の基準を超える行為が届出対象とな

ります。届出の中で景観形成基準に合わないものは指導を行い、それに従わない場合には変更の勧告をすることになります。

2の1)及び2)に記載する行為の内、特定届出対象行為に該当するもので、形態・意匠・色彩の制限に関する事項について指導に従わない場合は、変更の命令をすることになります。

既存建築物及び工作物については、景観形成基準に照らし合致していないもので比較的軽易なものは、この計画施行後概ね5年以内に、中規模の改修等が必要なものは10年以内に、大規模な改修等が必要なものは20年以内に景観形成基準に合致するよう誘導していくこととします。

なお、この計画は平成19年1月1日から施行することとします。

## 第4章 その他景観形成上の重要事項

### 1 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ関係）

屋外広告物は、商店街の賑わいや活気をもたらす作用がありますが、反面無秩序な設置により景観を阻害する要素もあります。良好な町なみ景観形成のため、屋外広告物は、20年以上前から取り組んでいる木彫看板を基本として設置を推進していくこととします。

また、景観形成重点地区内の屋外広告物は、良好な景観形成のため次のとおり基準を定めます。

- 1) 設置数：1事業者1基以内、事業地内の設置を原則とする。
- 2) 形態意匠：周囲の景観と調和のとれたものとする。
- 3) 色 彩：素材の地色を尊重し原色は使用しない。動光・点滅するものは用いない。
- 4) 大きさ：高さ4m以内、表示面の合計は3.0㎡以内とする。
- 5) 態 様：木彫看板が望ましい。

### 2 景観農業振興地域整備計画に関する事項（法第55条関係）

東川町の景観を構成するものの中で、遠景は大雪山やキトウシ山などの山並み、近景はそれぞれの樹木や建造物ですが、その間に水田を中心とした田園地帯があります。

東川町の景観上特に配慮が必要なのは高齢化が進み、効率の低い里山など沢地帯と大雪山国立公園に至る道道沿いの農業地域です。

山畑と平地の水田による複合営農が行われてきた沢地帯、大雪山国立公園に向う道道沿いの農業地帯で地区の農事組合の同意を得た地域を景観農業振興地域として整

備計画を策定していくこととします。

### 3 景観協議会の設立（法第 15 条関係）

この計画区域内において良好な景観を保全形成するために必要な場合、関係者が集まり景観協議会を設立し、必要な協議と取組みを推進するものとします。

### 4 景観整備機構の指定（法第 92 条関係）

良好な景観を保全形成する上で重要な樹木や建物、農地などを守る担い手としてふさわしい団体を景観整備機構として指定し、その活動を支援し連携していくこととします。

### 5 景観協定の活用（法第 81 条関係）

一定の区域における住民同士等が志を同じくし、地域の景観を守り育てるための約束事を取り決め実行する場合に、景観協定の活用を支援し、良好な景観保全形成に役立てていくこととします。

## 第5章 計画の実現

この計画の実現のため、第 1 章 7 の「東川町・町民・事業者の責務」を重んじ、それぞれが東川町の良好な景観保全及び形成のために具体的に必要な施策を行うこととします。

#### ※ 添付資料

- 1) 東川町景観計画区域図（管内図）
- 2) 地域区分図
- 3) 市街地域区分図
- 4) 景観形成要素図
- 5) 建物・樹木高さ図
- 6) 建築物高さ区分図
- 7) 屋根及び壁の推奨色見本